

# 今後の中小企業支援策について

令和5年1月6日

経済産業省中部経済産業局

産業部長 中川

# 令和6年度 中小企業・小規模事業者・地域経済関係 概算要求等ポイント

## 基本的な課題認識と対応の方向性

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省人化投資支援等に万全を期す。さらに、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。
- その上で、GX/DX等といった産業構造の転換の中、中小企業・小規模事業者の成長に向けた取組を後押しするため、予算・税等の政策手段を総動員する。
- また、事業承継、社会課題解決、工業用水道の整備の支援等を通じて、地域経済の活性化を図る。

※また、物価高騰下で生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等の成長の下支えについて事項要求。

中小企業対策費	令和5年度	令和6年度（要求）
	1,090億円※	1,336億円※

※デジタル庁に一括計上することとなった情報システム予算のうち中小企業政策に関連するものを含めると、令和5年度は約1,111億円、令和6年度概算要求額は約1,359億円となる。

## 【1】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 適切な価格転嫁が行われるよう、価格交渉促進月間等を通じて取引適正化の促進を強化する。また、資金繰り支援を通じて中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、経営者保証改革を進める。
- 人手不足に対して省人化投資を支援するとともに、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。

### <価格転嫁対策>

#### 当初 中小企業取引対策事業【36億円（24億円）】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施

その他 「価格交渉促進月間」（9月・3月）の実施や、下請振興法に基づく「指導・助言」、企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上

### <資金繰り支援>

#### 当初 日本政策金融公庫補給金【151億円（146億円）】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施

#### 当初 中小企業信用補完制度関連補助事業【70億円（35億円）】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。経営者保証の提供を選択できる新制度構築に際し、信用保証料補助等を実施

令和  
4年度  
補正

#### 中小企業等の資金繰り支援【2,981億円】（財務省計上分212億円含む）

コロナ借換保証制度、経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度を実施。資本金劣後ローンの供給等を継続

#### 当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【223億円（157億円）】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

### <賃上げ・省人化投資支援>

#### 税 賃上げ税制の拡充

構造的・持続的な賃上げの実現に向け、赤字の状況等でも賃上げに取り組む中小企業等を対象とした繰越控除措置の創設等

#### 令和 4年度 補正等 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円（令和4年度補正）】※ものづくり補助金・IT導入補助金等

設備投資、IT導入、販路開拓等への補助を通じ、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援

#### 事業再構築補助金【6,800億円（令和4年度予備費・補正）】※大規模賃金引上促進枠、最低賃金枠等

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援

### <その他>

その他 事業者のインボイスに係る課題解決に向けた相談受付窓口の設置や、支援機関における相談体制の強化

## 【2】環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

- GX/DXを含む新たな産業構造への転換等に当たり、中小企業・小規模事業者等による生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資を支援する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を踏まえ、新規輸出に挑戦する中小企業を支援するとともに、売上高100億円以上など、飛躍的成長を目指す中小企業の振興を図る。

令和  
4年度  
補正等

### <設備投資・新規輸出支援等>

中小企業生産性革命推進事業【2,000億円（令和4年度補正）】（再掲）※ものづくり補助金・IT導入補助金等

事業再構築補助金【6,800億円（令和4年度予備費・補正）】（再掲）※成長枠、グリーン成長枠、産業構造転換枠等

### 中小企業海外展開総合支援事業【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援

### グリーントランスフォーメーション対応支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

### <成長志向の中堅・中小企業に対する支援措置の検討>

成長志向の中堅・中小企業を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や規模拡大や高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討

### <伴走支援等>

### 中小企業経営支援事業【中小機構交付金の内数】

成長志向企業の価値創出や中堅企業への成長に向け専門家による総合的な課題に対するハンズオン支援(伴走支援)を実施

### 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【27億円（25億円）】

専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

### <研究開発>

### 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【134億円（133億円）】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

### <交際費課税等>

### 交際費の損金算入の特例措置及び少額減価償却資産の特例措置の延長

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入できる特例措置及び取得価額が30万円未満の減価償却資産を全額損金算入できる特例措置の延長

### 【3】事業承継を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化の進展が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を強力に推進する。
- さらに、事業承継等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

**税** 法人版・個人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長等  
事業承継に伴う贈与税・相続税の100%猶予に必要な特例承継計画の提出期限を令和5年度末から延長等

**税** 中小M&A準備金税制の延長等  
中小企業がM&Aを実施する際、株式等の取得価額の70%を損金として算入する準備金税制の延長等

**当初** 後継者支援ネットワーク事業【5.5億円（2.1億円）】  
後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催

**当初** 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【223億円（157億円）】(再掲)  
中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

**令和4年度補正** 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円（令和4年度補正）】(再掲) ※事業承継・引継ぎ補助金等  
事業承継・M&A後の新たな取組(設備投資、販路開拓等)、M&A時の専門家活用取組等を支援

### 【4】社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等

- 地域の社会課題解決に向けた取組や、地域への企業立地を促す工業用水道の整備を支援する。また、多様な経営課題を抱える中小企業への伴走・経営支援を推進する。

**当初** 地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業【6.7億円（新規）】  
ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築するため社会課題解決事業モデルを実証する

**当初** 工業用水道事業費補助金【47億円（20億円）】  
激甚化する災害等への対応のための強靱化や、重要な産業の立地に伴う水需要への対応のための新設等を進める

**当初** 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【52億円（37億円）】  
各都道府県によらず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

**当初** 小規模事業者対策推進等事業【54億円（54億円）】  
中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

**当初** 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【13億円（11億円）】  
地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組(含む災害復旧)を支援

**当初** 中心市街地・商店街等診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】  
変革意欲のある商店街等の事業推進体制強化に向け、複数専門家による面的伴走支援等を行う

**当初** 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【27億円（25億円）】(再掲)  
専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

# 取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

## 1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。来年秋頃施行予定。)

## 2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン(R4:248名→R5:300名)によるヒアリング(年間約1万件→年間約1万2千件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応(年間約10,000件)

## 3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン(20業種) 自主行動計画(25業種・59団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(35,000社超)

# 価格交渉促進月間について

- サプライチェーン全体で適切に利益を共有し、雇用の約7割を支える中小企業の賃上げを実現するためにも、下請中小企業が負担するコストの適切な価格転嫁が必要不可欠。
- 労務費や原材料費等の上昇の、適切な価格転嫁を促すため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定。 2021年9月、2022年3月、同年9月、2023年3月、同年9月と、計5回実施。
- 価格交渉促進月間(9月)の開始にあたり、西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。また、約1700の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。

## ＜岸田総理による呼びかけ動画＞ ※22年9月



[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/discourse/20220829message.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220829message.html)

## ＜9月の価格交渉促進月間ポスター＞

価格転嫁を実現し、サプライチェーン全体の成長へ。

2023年3月価格交渉促進月間の結果

発注側が受注側からの価格交渉に応じるのはもちろんのこと、発注側から自ら積極的に声がけし、協議を行うことも重要です。

交渉できた **63.4%**  
価格交渉の状況

高い割合で転嫁 **39.3%**  
価格転嫁の状況

**9月は価格交渉促進月間です。**

中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。  
下請かけこみ寺 ☎0120-418-618

経済産業省 中小企業庁 中小企業支援センター

## ＜西村経産大臣による呼びかけ動画＞ ※23年9月



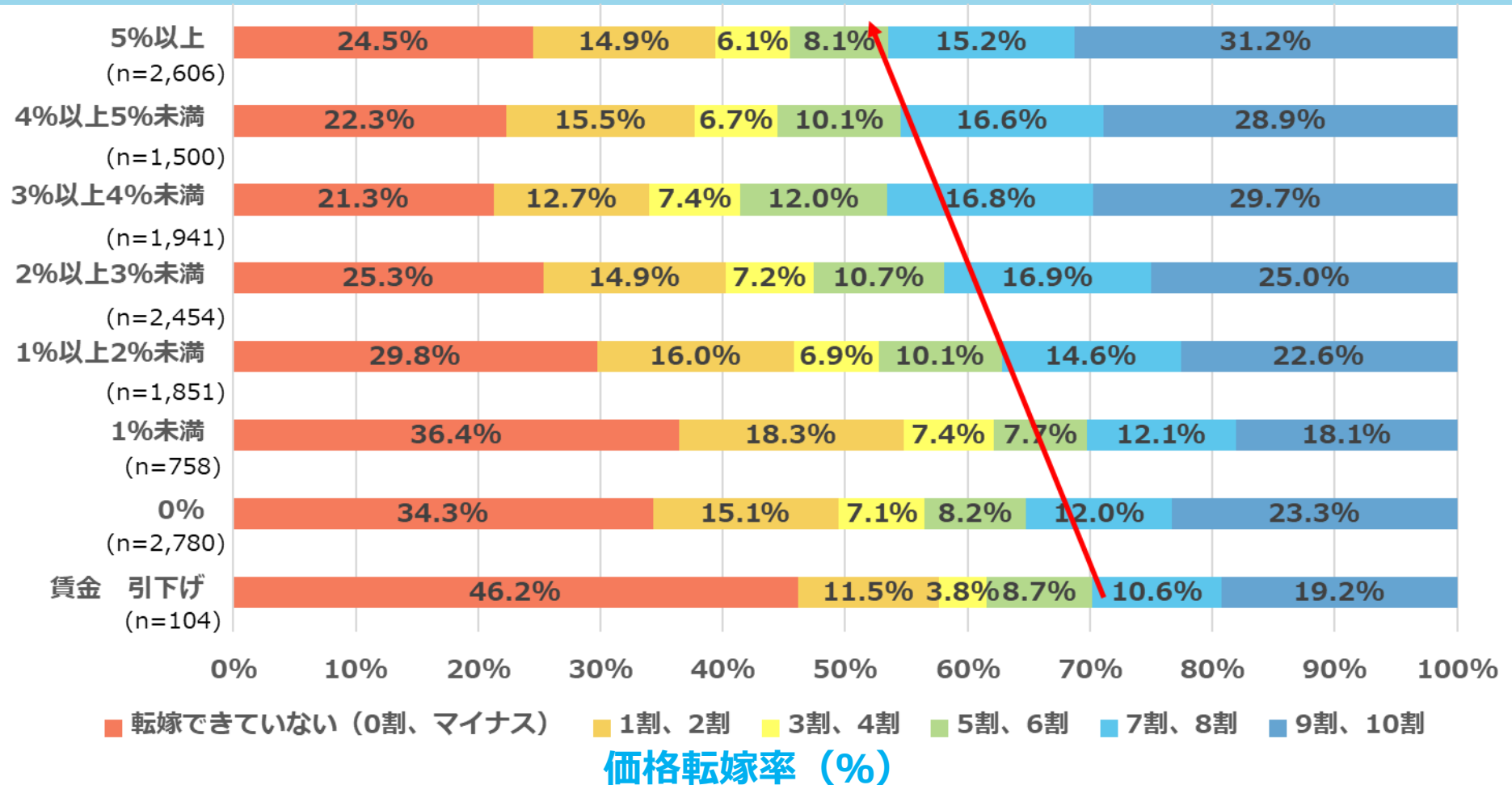
<https://www.youtube.com/watch?v=c4geBKwpl7o&t=20s>

【相談窓口】  
下請かけこみ寺  
0120-418-618

# 価格転嫁率と賃上げ率との関係

- 今回は、中小企業に「賃上げ率」も照会しており、**価格転嫁（転嫁率）と賃上げとの関係**を整理。
- 価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向**。なお、「価格転嫁できなかったにも拘わらず、5%以上の賃上げを実施した企業」もあれば、「9～10割の転嫁できても、賃上げしない企業」もあり。

賃上げ率 (%)



- (注) 1. ①価格転嫁率：直近6ヶ月のコスト全般の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたかという質問に対する回答。但し、「価格改定の必要性なし」とした回答は、計算から除外。  
 ②賃上げ率：直近6ヶ月以内に実施した、ないし、今後予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）について回答があったもののみを集計。  
 2. 上記グラフの作成に係る回答数は、13,994件。



# 「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
  - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」（2020年5月）において、導入を決定。

## 1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。  
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた**、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

# 挑戦する中小企業応援パッケージ

## I. 将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援

- ① セーフティネット保証4号（100%保証）の借換目的での利用継続（新規融資のみでの利用は23年9月末で終了）【当面は23年12月末まで】
- ② 事業再構築等への挑戦を応援すべく、日本公庫等の資本性劣後ローンの限度額引上げ（10億円→15億円）、延長【24年3月末まで】
- ③ 日本公庫等のスーパー低利融資を、金利引下げ幅は縮小（▲0.9%→▲0.5%）の上、延長【24年3月末まで】
- ④ 物価高騰対策のセーフティネット貸付の金利引下げ措置を延長【24年3月末まで】

## II. 挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化

- 挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、総合的な支援策を展開する。

### 経営改善・再生支援の体制整備

- 関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置。
- 官民金融機関による経営改善・再生支援の取組状況等をきめ細かくフォロー。

### 経営改善フェーズ

- ① 信用保証協会による経営改善支援の強化  
 → 民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正。【2024年度】
- ② 民間金融機関による経営改善支援の促進  
 → 「早期経営改善計画策定支援事業」（支援費用の2/3を補助）等について、100%保証先等に、民間金融機関も一定の条件で利用を認める。【2024年度】
- ③ 経営者保証改革の促進  
 → 保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、時限的な保証料負担軽減策を検討。【2024年度】  
 → 金融機関が経営者保証を徴求する手続に対する監督強化など「経営者保証改革プログラム」の実行、事業成長担保権の創設。【2023年度法案提出を目指す】

### 再生フェーズ

- ① 商工中金の危機対応融資先への支援強化  
 → 危機対応融資を活用した事業者に対して、DES（債務の株式化）による再生支援を可能とする。【2023年10月】
- ② 事業再生ガイドラインの運用改善等  
 → 第三者支援専門家補佐人の選定要件（対象債権者の全員同意）の緩和の検討等。  
 → ガイドラインの活用事例の公表。【2023年10月】
- ③ コロナ資本性劣後ローンの運用明確化  
 → 私的整理時であっても一定の場合（例：民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化している場合）には、劣後化されることがあり得ることを明確化。【2023年10月】

### 再チャレンジフェーズ

- ① 中小企業活性化協議会の体制強化  
 → 円滑な再チャレンジを支援するため、協議会の弁護士数を倍増開始（26名→50名）。【2023年度】
- ② 廃業時の取扱いの明確化  
 → 廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化（「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方」の改定の検討）。  
 → 保証人の自己破産回避に向けた好事例の公表。【2023年】
- ③ 求償権消滅保証の運用改善  
 → 金融取引を正常化させる求償権消滅保証の利用時の計画の対象に、「経営改善計画策定支援事業」による計画も含める。【2023年10月】

## 大企業向け・中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税) 拡充・延長

- 今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつなげる「**構造的・持続的な賃上げ**」を実現することが重要。このため、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促すため、**租特の延長期間を長期化**する。
- 加えて、**賃上げを行う企業の裾野の拡大**に向けて、**中堅企業に対する支援措置を強化（要件の緩和等）**するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅・中小企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、**控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設**する。
- さらに、**仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乘せ措置を創設**し、所得向上と少子化対策の両方を追求する企業の賃上げを後押しすることで、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る。

現行制度

【適用期限：令和5年度末まで】

大企業

継続雇用者の給与等支給総額が  
前年度比**3%以上増加**  
⇒ 給与増加額の**15%**を税額控除

継続雇用者の給与等支給総額が  
前年度比**4%以上増加**  
⇒ 給与増加額の**25%**を税額控除

+

教育訓練費が  
前年度比**20%以上増加**  
⇒ 税額控除率を**5%上乘せ**

中小企業

雇用者全体の給与等支給総額が  
前年度比**1.5%以上増加**  
⇒ 給与増加額の**15%**を税額控除

雇用者全体の給与等支給総額が  
前年度比**2.5%以上増加**  
⇒ 給与増加額の**30%**を税額控除

+

教育訓練費が  
前年度比**10%以上増加**  
⇒ 税額控除率を**10%上乘せ**

※ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。

※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

要望内容

- 本税制措置の延長期間を長期化する。
- 中堅企業に対する支援措置を強化するとともに、中堅・中小企業を対象とした繰越し控除措置を創設する。
- 仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乘せ措置を創設する。

- 事業承継税制※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロ**にする時限措置。  
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、**承継計画の確認申請（提出）の期限の延長**を行い、特例措置の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

現行制度 【適用期限：法人版：令和9年12月末、個人版：令和10年12月末】  
【確認申請（提出）の期限：法人版・個人版いずれも令和6年3月末】

### 法人版事業承継税制に係る手続



### 個人版事業承継税制に係る手続



### 要望内容

- 法人版・個人版事業承継税制の承継計画の確認申請（提出）の期限を一定期間延長する。
- その他円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。